

議案第6号

加西市債権管理条例の制定について

加西市債権管理条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西 村 和 平

## 加西市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項各号に掲げる債権を除いたものをいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税及び法令の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

### (滞納者の情報)

第6条 市長は、市の債権の管理に関する事務を効果的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、その保有する滞納者に関する情報をその内部において利用することができる。

### (督促)

第7条 市長は市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定して督促しなければならない。

### (滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収公債権について、法令等の定めるところにより、滞納処分並びに徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止その他の必要な措置をとらなければならない。  
(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収債権」という。）について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。ただし、第12条に規定する措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 非強制徴収債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。  
(履行延期の特約等)

第13条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第14条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

(債権の放棄)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非強制徴収債権及びこれに係る損

害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、その相続人の全員が相続の放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行等をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 私債権の消滅時効の期間が経過したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (5) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (6) 第9条に規定する強制執行その他債権の保全及び取立てに関し必要な措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (7) 第12条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても履行の見込みがないと認められるとき。

2 前項の規定により債権を放棄したときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。

（補則）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

加西市が管理する債権は、公債権と私債権に大別され、債権の種類は多岐に渡っており、その特性や適用される法律等についても複雑となっていることから、これら債権を適正に管理していくため、必要な事務処理方法等を定めるもの。

**【概要】**

- ・ 条例の目的及び市長の責務
- ・ 台帳の整備による債権管理
- ・ 滞納処分の手続き
- ・ 債権の放棄

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成30年 3月定例会

議案等の件名	議案第6号	政策等の区分	計画・事業	<input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市債権管理条例の制定について		その他( )	

①【政策等を必要とする理由】

加西市が管理する債権の種類は、極めて多岐に渡っており、その特性や適用される法律等についても複雑となっている。これら債権を適正に管理していくため、地方自治法、地方自治法施行令、地方税法等に定められた規定を整理し、事務処理方法等の必要な事項について全庁的に統一したルールを定め、債権を適正に管理・回収していくため本条例を制定するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

特になし。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

兵庫県下29市中21市が類似条例を制定している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策10	健全な行財政運営の確立
基本計画	施策30	行政サービスの向上と効率経営

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・地方自治法
- ・地方自治法施行令
- ・地方税法

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・  無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

平成29年12月25日～平成30年1月18日までパブリックコメントを実施した。特に意見無し。

⑨【政策の効果予測】

本条例において、市の債権の管理に必要な事務処理基準について包括的に規定することで、債権管理事務の効率化を図り、市の債権の収納率向上に寄与していく。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	総務課	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無